

川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金交付要綱

令和8年2月24日7川こ青第1408号（市長決裁）

（趣旨及び目的）

第1条 この要綱は、国が行う物価高騰対策を受けて、放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対して、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるように支援するため、物品購入等に係る経費の補助について必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付対象者等）

第2条 補助を受けることができる者は、わくわくプラザ運営法人及び川崎市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に基づき、川崎市に放課後児童健全育成事業の開始の届け出をし、事業を廃止又は休止していない放課後児童健全育成事業を行う者とする。

（補助対象経費及び対象期間）

第3条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の対象期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間内で、本市が指定した期間とする。

（補助金額）

第4条 市長は、別表に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入等（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 前項により選定された額と別表に定める基準額とを比較して少ない方の額を、予算の範囲内で、補助するものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期間内に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応

じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその条件を川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前条の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金交付申請取下書（第4号様式）により申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という）は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金変更承認申請書（第5号様式）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金実績報告書（第7号様式）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了後に交付の申請を行い、交付の決定を受けている場合は実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当

該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金額確定通知書(第8号様式)(以下「確定通知書」という。)により補助事業者へ通知するものとする。ただし、前条ただし書きに該当する場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、川崎市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業補助金交付決定取消書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(財産の処分等の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに単価30万円以上の機械及び器具については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、各会計年度終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、川崎市放課後児童

健全育成事業における事業継続支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助事業者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月24日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

対象事業	基準額	対象経費
放課後児童健全育成事業 （わくわくプラザ含む）	1支援の単位当たり 50,000円	物価上昇といった厳しい環境の中でも、 安定的な事業運営を継続して提供する ための物品の購入等に係る経費